

令和2年5月20日

大阪狭山市長 古川照人 様

大阪狭山市市民公益活動促進委員会
委員長 溝手真理

令和2年度市民公益活動促進補助金交付申請事業の審査結果について

令和2年度市民公益活動促進補助金交付申請のあった自立促進部門テーマ型1事業について、大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱第9条の規定に基づき、令和2年4月19日に公開審査の実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の緊急事態宣言及び大阪府の緊急事態措置における「施設の使用制限の要請等」に基づき、同公開審査の実施を中止し、同交付要綱第9条に定める「補助対象事業の選考等」としまして、プレゼンテーションに代わる補足説明資料の提出を申請者から受けて質疑を行う等、公開審査の代替措置としての通信による審査を行いました。本委員会の専門部会である協働事業評価部会の通信による審査結果を踏まえ、当委員会で審議した結果を別紙のとおり報告します。

なお、本審査結果は、協働事業評価部会委員が、申請書類内容を審査基準に基づいて精査するとともに、各団体との質疑応答等を通して事業に対する熱意を確認して総合的に判断した結果を、本委員会で審議しました。

つきましては、市民公益活動促進補助金交付の可否の決定に際し、本審査結果報告を尊重していただきますようお願い申し上げます。

大阪狭山市市民公益活動促進委員会意見書 －令和2年度市民公益活動促進補助金申請事業審査－

1. はじめに

大阪狭山市市民公益活動促進委員会（以下「本会」という。）は、大阪狭山市市民公益活動促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により、補助対象事業の選考等に関し、市長より意見を求められております。そこで、令和2年度市民公益活動促進補助金の募集について審議を行い、併せて大阪狭山市市民公益活動促進条例施行規則第7条の規定に基づき、同補助金の申請に係る審査を行うための専門部会として協働事業評価部会（以下「部会」という。）を設置しました。

部会では、公開審査に向け、事前及び審査後の打ち合わせを精力的に行なったうえで、部会委員7人が審査員となり、令和2年度補助金申請に係る審査を行いました。

本年度は自立促進部門テーマ型1事業の申請がありました。一昨年度に新設されました自立促進部門テーマ型における活動テーマについては毎年度、委員会にて設定することになっていますが、認知状況や団体の反応を考慮し、昨年度に引き続き同じ活動テーマを設定しました。なお、依然として申請事業数は極めて伸び悩んでおり、本会としても同補助金の制度内容についての是非や申請事業増加の方策を議論しています。昨年度に実施しました過去の補助金の受給団体に対する補助金制度内容についてのアンケート結果等を参考に、採択事業における補助対象経費の拡大や申請書類の簡素化等の改善を図ってまいりましたが、あらゆる団体にとって活用のしやすい制度の検討を今後も引き続き行ってまいります。

2. 審査結果

令和2年度の市民公益活動促進補助金申請事業の審査結果は、別紙のとおりです。

3. 補助対象事業の採択について

本会において慎重に審議した結果、申請のあった自立促進部門テーマ型1事業について、別紙の審査結果に基づき採択いただくよう要望いたします。なお、市として交付の可否を決定する際には、事業及び予算内容をさらに精査のうえ行っていただくよう併せてお願ひ申し上げます。

4. 審査内容から意見すべき点

今回の申請事業は市民公益事業として意義深いものとなっていますので、多くの人々の理解と賛同を得られるよう、さらなる活性化につなげる必要があると考えます。

また、本年度事業では補助金交付申請を事前に取り下げた事業が2つありますが、これは新型コロナウイルス感染拡大に伴う措置であるとのことです。

なお、申請者数の増加を期待して、当該補助金申請に際しての事務手続きの簡素化及び補助

対象経費の見直し等、本会で議論を重ねた改善策を本年度より実施し、市民公益活動団体への情報発信などを積極的に行ったにもかかわらず、本年度の「チャレンジ部門」での申請がなかったことについて、その原因をさらに検証する必要があると思います。財源の獲得方法や人材の発掘と育成、効果的な広報の方法などについてご支援いただきたくお願い申し上げます。

5. おわりに

本会として、市民公益活動促進補助金申請事業の審査及び市に対する報告は、平成16年度より数えて17回目を迎えました。

今後も、これまでの経験を基に、申請団体と市民にわかりやすい審査の在り方について検討し、さらなる制度の改善と新規申請者の拡大を目指し、市長の諮問機関としての役割を果たしてまいります。